

集落組合助成金 Q&A (Ver.1.1.1)

1. 申請関係

Q1：集落組合助成金申請はどのような提出書類が必要か。

A1：「集落組合助成金申請書」と証憑書類として領収書やレシートの写しを提出してもらいます。申請書には次の事項を記載してください。

・**集落名・申請者・活動日時・活動内容・支出金額・振込先口座・参加者名簿**
活動の状況が分かる写真等がある場合は、添付いただくと確認がスムーズになります。

Q2：申請方法は事後申請なのか事前申請なのか。

A2：証憑書類を添付して申請する「事後申請」とします。活動を実施した後に申請していただきます。

Q3：申請は随時可能か。

A3：随時申請も可能です。ただし、支払いは前期（4月～8月受付分）と後期（10月～2月受付分）に分けて、それぞれ9月下旬と3月下旬に支払います。**例えば5月に申請した場合は9月下旬に支払われます。**

Q4：9月と3月は申請しても受け付けてもらえないのか。

A4：9月と3月も受け付けますが、時期によっては支払いが大きく遅延する場合もあります**ので、お早めに申請してください。なお、**複数の活動がある場合はまとめて申請していただく**と手続きが一度で済みます。**

Q5：申請書は誰が作成するのか。

A5：原則として集落委員が作成します。ただし、高齢化等により作成が難しい場合は、家族や他の集落役員が作成を補助**することも可能です。**

Q6：申請書の記入が難しい場合はどうすればよいか。

A6：管轄支店で記入方法の説明や相談を受け付けています。活動内容が分かるメモ等があれば、支店職員が申請書作成をサポートすることも可能です。

Q7：申請を忘れてしまった場合はどうなるのか。

A7：原則として年度内の申請をお願いしています。ただし、やむを得ない事情がある場合は、支店へご相談ください。

Q8：集落組合で毎年決算報告をおこなっているが、その書類を証憑書類としてもよいか。

A8：集落組合等（名称は多種多様、ただし≠自治会）が独立して会計管理を行っており、事業報告書や決算書、会計報告書等の資金使途がわかる書類がある場合は、それを証憑書類として請求することも可能です。ただし、内容によっては個別に精査し、活動実態が確認できない場合は助成することはできません。

2. 活動の対象

（1）農作業等

Q9：道路愛護団の草刈りは対象となるのか。

A9：対象となる草刈りは「農地の保全」に係るものです。単純な道路の草刈りは対象外となります。ただし、農地保全に係る草刈りである場合は対象となる場合がありますので、判断に迷う場合は支店へご相談ください。

Q10：複数の集落で活動した場合はどのように申請するのか。

A10：複数の集落による申請も可能です。申請方法は次の2通りがあります。

①各集落がそれぞれ申請 ②一つの集落が代表して申請

各集落が申請する場合は、助成金額を正組合員戸数で案分します。

Q11：農業に関係のない集落行事は対象になるのか。

A11：本助成金は、「組合員とJAの結びつき・協同活動・営農活動」などを目的としているため、農業や地域協同活動と関係のない行事は対象外となります。

Q12：農道の草刈りは対象になるのか。

A12：農地の管理や営農活動に必要な農道の草刈りは対象となります。ただし、一般道路の草刈りは対象外となります。

Q13：水路の清掃は対象になるのか。

A13：農業用水路など、農地管理に係る水路の清掃は対象となります。

Q14：中山間地域等直接支払制度の共同作業と重複してもよいか。

A14：同一の活動について他の補助制度から助成を受けている場合も、本助成金の対象となります。

Q15：鳥獣被害対策の活動は対象になるか。

A15：集落として共同で実施する鳥獣被害対策活動は対象となります。

Q16：個人農家の農作業を手伝う活動は対象になるか。

A16：個人の農業経営に関する作業は対象外となります。

(2) 会合・交流活動

Q17：農業について話し合う集落会議は対象になるか。

A17：組合員の協同活動や地域農業の維持に関する会議は対象となります。

Q18：ふれあい座談会は対象になるか。

A18：JAとの意見交換や地域農業に関する話し合いであれば対象となります。

Q19：自治会の総会や取り組みは対象になるか。

A19：農業や地域の協同活動に関する内容であれば対象となる場合があります。ただし、**自治会運営や活動のみ**を目的とする会議や取り組みは対象外となります。

Q20：地域イベントは対象になるか。

A20：地域農業の振興や組合員の協同活動に関する場合は対象となります。

Q21：祭りなどの行事は対象になるか。

A21：農業振興や地域の協同活動に関する場合は対象となります。**単なる地域行事のみ**の場合は対象外となります。

(3) 飲食費

Q22：共同作業の際の飲み物は対象になるか。

A22：農地保全活動や共同作業に必要な飲み物などは対象となります。

Q23：作業時の弁当は対象になるか。

A23：共同作業や会議に付随する軽食や弁当は対象となります。

Q24：懇親会の費用は対象になるか。

A24：懇親会のみを目的とする飲食費は対象外となります。ただし、農業に関する会議や作業に付随する飲食は対象となります。

(4) 資材・経費

Q25 : 草刈機の燃料は対象になるか。

A25 : 農地保全活動などの共同作業に使用する燃料は対象となります。

Q26 : 草刈機の刃などの資材は対象になるか。

A26 : 農地保全活動に必要な消耗品は対象となります。

Q27 : 農薬や肥料は対象になるか。

A27 : 個人農業の経費となるため対象外となります。

Q28 : 共同で使用する道具の購入は対象になるか。

A28 : 集落の共同作業に必要なものであれば対象となります。

3. 助成金

Q29 : これまでのように助成金を積み立てて使うことはできるか。

A29 : 本助成金は単年度の活動に有効活用いただく制度です。数年分を積み立てて使用することは想定していません。

Q30 : 活動費が上限額を超えた場合はどうなるのか

A30 : 助成金の支払いは、上限額までとなります。

Q31 : 活動費が上限額より少ない場合はどうなるのか

A31 : 実際にかかった費用の範囲で支払います。

Q32 : 自治会の口座でも振込できるのか

A32 : 集落の活動費として管理されている口座であれば可能です。

Q33 : 個人口座は使えないのか

A33 : 個人口座も使えますが、助成金の使途を明確することでトラブルや誤解を防ぐため、集落専用の口座が望ましいです。

Q34 : 市町村の補助金と重複してもよいですか。

A34 : 同一の経費について他の補助制度から助成を受けている場合でも対象となります。

Q35：現金で受け取ることも可能なのか。

A35：原則、現金で受け取ることはできません。なるべく集落の口座を、無い場合は集落委員の個人口座や代表者の個人口座を指定してください。

4. その他

Q36：農地を持っていない組合員も参加できるのか。

A36：参加できます。本制度は集落の協同活動を支援する制度であり、農地所有の有無は問いません。

Q37：非組合員（子どもなど家族も含む）が参加してもよいか。

A37：活動主体が正組合員で地域の協同活動であれば、地域住民などの参加も可能です。

Q38：参加者名簿はどこまで詳しく書く必要があるのか。

A38：活動に参加した方が分かる程度の記載で構いません。※正組合員は問いません

Q39：集落委員を選出しなくてもよいか。

A39：集落委員はJAと集落をつなぐ重要な役割があります。そのため、各集落で選出していただく必要があります。

Q40：なぜ申請方式に変わるのか

Q40：助成金の目的に沿った活用を促進し、「集落活動の活性化・活動内容の見える化」を図るためです。

Q41：申請方式になるとJA 離れにつながらないか

A41：JAとしては、助成金の活用をきっかけに集落で農業や地域活動について話し合う機会を増やしたいと考えています。

Q42：集落の中で誰が正組合員かわからない

A42：個人情報保護法の関係で、JA から各集落の誰が正組合員かお伝えすることはできません。5月の広報誌や折り込みチラシに、今回の変更内容を記載し周知しますので集まれる範囲で対応してください。

令和8年3月26日追加修正